(4)　新株予約権無償割当てについての決定を内部者取引に係る重要事実に追加することとした。（第一六六条第二項関係）

㈡　英文開示の範囲拡大

(1)　届出書を提出しなければならない外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがない場合には、届出書の提出に代えて、有価証券の募集又は売出しに関する事項を記載した書類及び外国において開示が行われている有価証券届出書等に類する書類であって英語で記載されているものを提出することができることとした。この場合、当該英語で記載された書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものの要約の翻訳文等を添付しなければならないこととした。（第五条第六項～第九項、第七条、第九条及び第一〇条関係）

(2)　有価証券報告書を提出しなければならない外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがない場合には、臨時報告書に代えて、臨時報告書に記載すべき内容で英語で記載されているものを提出することができることとした。（第二四条の五関係）

㈢　発行登録制度における目論見書の交付義務の免除

発行登録を行った有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項（発行価格等を除く。）並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法を記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該方法により当該発行価格等が公表されたときは、当該書類を目論見書とみなし、当該発行価格等の公表を目論見書の交付とみなすこととした。（第二三条の一二第七項関係）

2　投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

投資助言・代理業の登録拒否事由に金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者を追加することとした。（第二九条の四第一項関係）

3　投資運用業の規制の緩和（第二九条の五関係）

㈠　投資運用業の登録要件の緩和

適格投資家向け投資運用業（投資運用業のうち、全ての運用財産に係る権利者が適格投資家のみであって、その総額が一定の金額を超えないもの）について、投資運用業の登録要件を一部緩和することとした。

㈡　有価証券の取得勧誘に係る業規制の緩和

適格投資家向け投資運用業を行う者が、適格投資家を相手方として行う、自己が運用する投資信託等に係る有価証券の私募の取扱いを行う業務等に関する業規制の特例を定めることとした。

4　無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

㈠　無登録業者による表示・勧誘行為の禁止

無登録業者が、金融商品取引業を行う旨の表示をすること、及び、金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約の締結について勧誘をすることを禁止することとした。（第三一条の三の二関係）

㈡　無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果

無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とすることとした。（第一七一条の二関係）

㈢　無登録業者に対する罰則の引上げ

無登録業者等に対する法定刑を、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれらの併科から、五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金又はこれらの併科に引き上げるとともに、法人に対して行為者よりも重課（五億円以下の罰金）することとした。（第一九七条の二及び第二〇七条関係）

5　外国投資運用業者に関する特例の見直し

外国投資運用業者が投資運用業についての登録を受けずに、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者）を相手方として投資運用業を行うことを認める特例の適用範囲を、当該外国投資運用業者が投資助言・代理業についての登録を受けた場合に拡大することとした。（第六一条関係）

6　金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合の届出事項の追加

金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合の届出事項の追加を可能とすることとした。（第六三条の三関係）

7　審判対象である事実、法令適用及び課徴金額等に関する規定の見直し

審判手続開始の基礎となった事実、法令の適用及び課徴金額等の変更を被審人の利益を害さない限り、可能となるようにすることとした。（第一八一条関係）

8　裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大

裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄に、違反行為が行われ、又は行われようとする地を追加することとした。（第一九二条第三項関係）

二　無尽業法の一部改正関係

銀行法の銀行等の決算公告の免除に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

三　農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法及び農林中央金庫法の一部改正関係

銀行法の業務範囲の拡大に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

四　投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正関係

1　特定資産の価格調査に係る規制の見直し

不動産の取得又は譲渡が行われたときに、その価格について、鑑定評価及び第三者による価格調査を二重に義務付けることを廃止し、第三者による鑑定評価義務に一本化することとした。（第一一条及び第二〇一条関係）

2　裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大

金融商品取引法の裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大に係る改正等に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（第二六条関係）

五　銀行法の一部改正関係

1　業務範囲の拡大

ファイナンス・リース取引及び同取引の代理・媒介業務を銀行業の付随業務に追加することとした。（第一〇条第二項関係）

2　銀行等の決算公告の免除

有価証券報告書を提出しなければならない銀行及び銀行持株会社については、決算公告を免除することとした。（第二〇条第七項及び第五二条の二八第六項関係）

六　保険業法の一部改正関係

1　業務範囲の拡大

ファイナンス・リース取引及び同取引の代理・媒介業務を保険会社の付随業務に追加することとした。（第九八条第一項関係）

2　保険会社の業務の代理・事務の代行の規制の見直し

保険会社の子会社その他当該保険会社と内閣府令で定める密接な関係を有する者の業務の代理・事務の代行について、届出制とすることとした。（第九八条第二項ただし書関係）

七　資産の流動化に関する法律の一部改正関係

1　資産流動化計画の変更届出義務の緩和

資産流動化計画の軽微な変更について、届出義務を免除することとした。（第九条第一項及び第二二七条第一項関係）

2　資産の取得及び資金調達に係る規制の見直し

㈠　従たる特定資産の信託設定義務等の免除

不動産等に付随して用いられる軽微な特定資産について、信託設定義務等を免除することとした。（第四条第三項及び第二〇〇条関係）

㈡　特定資産の価格調査に係る規制の見直し

取得する不動産の価格について、鑑定評価及び第三者による価格調査を二重に義務付けることを廃止し、第三者による鑑定評価義務に一本化することとした。（第四〇条第一項及び第一二二条第一項関係）